

第 6740 号	 リーダスクラブ	1994年1月6日創刊・毎日発行
		リーダスクラブFAXニュース (2021年)令和3年 8月 11日 水曜日

発行所	三輪厚二税理士事務所 / 顧問料不要の三輪会計事務所 (編集・発行: 税理士 三輪厚二) 大阪市中央区備後町 2-4-6 TEL: 06-6209-7191 WEB: <a href="https://www.zeirishi-miwa.co.jp">https://www.zeirishi-miwa.co.jp</a>
-----	--

## ♠ ワクチンの職域接種により接種を受けた者に対する課税

**Q** : 新型コロナのワクチンの職域接種を実施する場合には、会場準備費用が発生しますが、この会場準備費用を負担することにより、ワクチンを接種した人に所得税の課税は生じますか？

**A** : 生じません。

### 【解説】

新型コロナワクチンの接種は、予防接種法の規定に基づき市町村において実施するものとされています。

職域接種は、①市町村から委託を受けた企業等が実施する形態（企業内診療所において実施）と②市町村から委託を受けた外部の医療機関に企業等が依頼することにより実施する形態（外部の医療機関が企業等に出張して実施するなど）があります。

いずれの場合であっても、職域接種が、予防接種法の規定に基づき市町村において実施するものとされている接種であることに変わりはなく、市町村単位で行われている接種と同様、被接種者が負担すべき費用はありませんので、被接種者においてワクチン接種に係る税負担が生ずることはありません。

したがって、職域接種の会場準備費用を会社が負担したからといって、会社の役員や従業員に対して給与課税はされませんし、また、これらの者以外の被接種者についても税負担が生ずることはありません。

なお、会社が役員や従業員の接種会場までの交通費を負担する場合は、その額が交通費として相当な額であれば非課税となります。

【三輪厚二税理士事務所(大阪市中央区)】

